第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目標及び行動指針

主に要介護者の親族が担っていた介護を、社会全体で支えていくことを目的として、平成 12 年に介護保険制度が施行されました。

その後、平成 17 年(2005)の改正において、介護予防や生活支援など、要介護者以外の高齢者を対象とした事業を推進する方向性が打ち出され、さらに、平成 23 年(2011)の改正では、すべての高齢者を対象とした包括的なシステム(地域包括ケアシステム)の構築を目指すことが明示されました。平成 27 年(2015)の改正では、全国一律のルールで行われていた介護予防サービスの一部について、地域の実情に応じ、住民ボランティアやNPOなど、多様な主体による柔軟な取組を含めた仕組みづくりが可能となりました。

平成 29 年(2017)の改正では、福祉分野全体で地域住民を含めた連携を目指す「我が事・丸ごと」の政策を推進するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に積極的に取り組む市町村に対し、一定の指標に基づき国の財政的支援を優先的に行うとの方針が打ち出されています。

本計画では、介護保険制度の理念や、これまでの法改正の主旨を踏まえ、「**高齢者が生活環境を問わず家庭や地域で自立して生活できること」**を目標とし、次の2点を行動指針とします。

高齢者の自立を支える

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の生活機能の自立を支援していくとともに、健康づくり・介護予防・交流・社会参加等の機会の確保、生きがいづくり、地域の福祉コミュニティの形成等を進めます。

高齢者の生活を支える

加齢や疾病の過程でも、高齢者が住み慣れた地域で適切なケアを受けられるよう、身近な 地域における介護サービス基盤の整備、相談援助体制の構築、医療と介護の連携、認知症 ケアの体制づくり等を進めます。

2. 具体的な行動目標

(1)地域包括ケアシステムの実現

地域包括ケアシステムは、地域において「介護」「医療」「介護予防」「生活支援」「住まい」という要素をそれぞれ充足させたうえで有機的に連携させ、高齢者を支える仕組みです。

本市の第6期計画においては、「コミュニティセンター単位」「中学校区(日常生活圏域)単位」「旧自治体単位」「市全域」それぞれの活動や機能を重ね合わせて支援体制をつくる「重層的ケア」を目指して取り組んできました。

本計画においても、この方針を継続するとともに、高齢者のニーズや地域課題の解決に向けた住民の包括的ネットワーク構築を支援していきます。また、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを検討する地域ケア会議の実施、高齢者あんしん支援センターの機能強化にも取り組みます。

(2) 介護予防・生きがいづくりの推進

高齢者が地域の中で自立した生活を続けていくためには、自分でできることは自分でする 「自助」、地域の中で助け合いながら生活を継続できる「互助」の取組を推進していくことが 重要です。

本計画では、住民主体の介護予防の推進、介護予防の担い手養成に取り組んでいくとともに、 地域住民主体の助け合い・支え合いの推進やネットワーク化を進めていきます。さらに、平成 29年度(2017)から始まった「介護予防・日常生活支援総合事業」に引き続き取り組んでいきま す。

また、高齢者が地域・社会に貢献することは、それ自体が自身の介護予防につながっていると言えます。この観点から、出雲市社会福祉協議会、高齢者クラブやシルバー人材センター等と連携して、高齢者の社会参加・生きがいづくりを推進していきます。

(3) 安心して暮らせるまちづくり

本市においては、豊富な医療・介護資源、成年後見制度による権利擁護支援の充実、さらに 関係団体の連携等、高齢者が安心して在宅生活を送れる環境が比較的充実していると言えます。 本計画では、平成 29 年度(2017)に設置した「出雲市在宅医療・介護連携支援センター」に おいて関係者向けの相談支援を行い、医療・介護連携のさらなる推進をサポートするとともに、 医療・介護資源情報の積極的な発信に取り組みます。また、主として医療・介護資源に乏しい 周辺部を念頭に、在宅医療体制の充実に向けた支援を検討していきます。認知症ケア、高齢者 の権利擁護についても、引き続き取り組んでいきます。

(4)介護サービス基盤の整備

わが国においては、平成 37 年(2025)前後に団塊の世代が後期高齢者(75 歳以上)となることに伴い、医療・介護の問題が顕在化する事態が懸念されており、特に大都市部において深刻な課題となっています。本市においても、大都市部と比較して緩やかではありますが、要介護認定者の増加は避けられないと見込んでいます。

本計画では、今後3年間及び平成37年(2025)の状況を見据えつつ、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、必要な介護サービスの量を予測したうえで、必要な基盤の整備を計画的に行っていきます。さらに、介護サービスの質を高めるため、地域密着型サービスにおける運営推進会議等の活用を進めます。

また、介護福祉士等の有資格者について、必要数を確保できておらず、さらに、介護系専門 学校の学生数が大きく定員割れしている現状を踏まえ、若者が介護職に魅力を感じられるよう な環境づくりを関係機関と連携しながら推進していきます。